

第 5 次宇都宮市総合計画 策定大綱

策定大綱の位置付け

本市が目指すべき都市像の構築や具体的な施策・事業の検討をはじめとした一連の計画策定作業の着手にあたり、計画の位置付けや計画期間、策定体制、スケジュールなどの基本的事項、及び計画を策定する上で踏まえるべき事項などを明らかにするもの

1 計画策定の必要性

本市は、平成 9 年に現行の第 4 次総合計画を策定し、以来、計画に掲げた都市像「ひとに活力 まちに魅力 未来へ羽ばたくつどいの都うつのみや」の実現を目指し、市民と行政が相互に連携・協力しながらまちづくりに取り組み、着実に成果をあげてきた。

しかしながら、人口減少時代の到来、少子・高齢化の急速な進展、「三位一体の改革」などによる地方分権の本格化など、本市は、これまでに経験したことのない大きな環境変化の渦中にあり、今まさに転換の時を迎えている。

また、こうした状況の中、財政環境は今後も厳しい状況が続くと予想されており、ますます多様化・複雑化する市民の価値観やニーズに対する的確に对应していくためには、従来の発想とは異なった角度からも、まちづくりのあり方を検討していく必要が生じてきている。

一方、国においては、「国土総合開発法」が、地域社会の自律的な発展、自治体の主体的な取り組みの尊重などを基本理念として「国土形成計画法」に改正され、今後、法に基づき「国土形成計画」が作成されることになったところである。

また、県においても、現在新たな総合計画の策定を進めており、本市のまちづくりを効果的に進めるためには、これらの計画等との整合にも十分な配慮が必要となる。

こうしたことを踏まえ、自主性・自立性を保ちながら持続的に発展を続ける「一人ひとりが輝く、活力あふれる新しい宇都宮の創造」に向け、「首都圏の中核拠点都市」としての都市像を構築するとともに、それを実現するためのまちづくりの指針となる、第 5 次総合計画を策定する。

2 計画の位置付けと役割

(1) 計画的な市政運営の指針

本市行政の各分野における諸計画及び施策・事業推進の長期的，総合的な指針となるもの

(2) 市民等の民間活動の指針

市民や事業者などの活動に際して，その諸活動を望ましい方向へ導く指針となるもの

(3) 国・県等が尊重すべき指針

国・県等が，地域計画の策定や事業を実施する上で尊重すべき地域の指針となるもの

3 計画の構成と期間

(1) 基本構想

本市の目指す都市像とそれを実現するための施策の基本方向を明らかにしたもの

目標年次：20年程度を見通しつつ，10年ないし15年先

(2) 基本計画

基本構想で定めた目標を実現するための具体的な施策を体系的に示したもの

期間：5年ないし10年（前期5年，後期5年）

(3) 実施計画

基本計画で示された取り組みの具体的な進め方を年度ごとに明らかにしたもの

期間：3年（毎年見直し）

4 計画策定にあたっての基本的な考え方

(1) 基本認識

時代潮流の変化と課題

□ 人口減少，少子・高齢化

現段階における本市の将来人口予測（第4次総合計画改定基本計画）によれば，平成23年をピークとして，その後人口減少期を迎えるとともに，少子・高齢化が一層進むと見込まれている。

こうしたことを踏まえ，社会資本の整備や都市機能の配置，各種ソフト

施策の展開など、今後のまちづくりを進める上では、人口減少や少子・高齢化を見据えながら、そのあり方について検討を行う必要がある。

□ 地方分権の本格化

「三位一体の改革」などにより地方分権が本格化する中、地方自治体が自主・自立を基本に、自らの判断と責任の下、地域の実情に即したまちづくりを進めていくことがますます重要となっており、また、国においては、道州制など新たな自治制度の検討が進められている。

こうしたことを踏まえ、行財政改革を着実に進め、分権型社会に対応できる行政体制を整備するとともに、都市連携のあり方についても十分検討する必要がある。

□ 高度情報化、グローバル化

高度情報化は、市民生活や経済活動だけでなく、行政の分野においてもますます重要度を増していくものと考えられる。

このため、高度情報化時代に対応した行政サービスの展開や情報化の進展を市民の生活に効果的に生かすための取り組み、市民が高度情報化時代に対応できる環境づくりを行う必要がある。

また、人・モノ・情報等のグローバル化の流れは、今後一層進展し、世界との結びつきがさらに深まるものと予想される。

このため、産業・経済、市民生活における国際化への対応を図る必要がある。

□ 環境問題の深刻化

環境問題は、ごみ処理や公害問題など地域的なものから地球温暖化に代表される地球規模での問題に至るまで、ますます深刻化しており、国際的にも取り組みが進められているが、これらの問題は、我々の日常生活や産業活動などと大きな関わりを持っている。

豊かな環境を後世に引き継いでいけるよう、市民が身近な暮らしの中で、地球規模での環境問題を捉え、限りある資源を大切にする「循環型社会」の構築をより一層推進していく必要がある。

□ 社会の成熟化

社会や経済が右肩上がりの「成長」の時代から「成熟」の時代へと転換した現在では、所得水準の向上や余暇時間の増加等を背景に、市民の価値観やライフスタイルが多様化している。

こうした傾向は、今後ますます強まってくることが予想されることから、市民の自己実現のための多種・多様な方策の選択が可能な社会を創り上げる必要がある。

□ 市民協働によるまちづくりの気運の高まり

分権型社会が本格化する中，市民協働によるまちづくりの気運が高まっており，本市の特性を生かした個性あふれる都市を築き上げていくためには，市民・事業者・行政が，適切な役割分担のもと，互いに連携・協力し合うパートナーシップによるまちづくりが重要となっている。

また，それぞれの地域においては，「地域でできることは地域で」という考え方を基本に，支所などの地域行政拠点を軸として市民の参加や協働によるまちづくりを進める分権型行政システム(地区行政)の推進により，地域の自治能力を高めるとともにコミュニティの維持に努めていく必要がある。

新たに顕在化している行政課題

□ 団塊の世代の大量退職への対応

約680万人もの「団塊の世代」と呼ばれる人たち(昭和22～24年生まれ)が間もなく定年退職の時期を迎える。(本市：約2万3千人)

この団塊の世代の退職が，社会経済へ与える影響を十分に踏まえ，的確に対応するとともに，これまで培ってきた知識や経験を生かしながら地域で活躍することのできる機会，また，生きがいを持って暮らしていくための生涯学習の機会や雇用機会の充実など，元気で経験豊富なシニア層が活躍できる体制整備を推進する必要がある。

□ 若年無業者の増加，いわゆる「ニート問題」への対応

労働市場の改善が見られる中，仕事に就かず，教育や職業訓練も受けていない「ニート」と呼ばれる人たちが増加しており，平成17年度の労働経済白書によれば全国で64万人に上るとされている。

「ニート」の増加によって，労働力の減少や税収，社会保障制度への影響など様々な問題が生じると懸念されることから，本市においても早急な対策が必要である。

□ 生涯を通じて健全で安心な食生活の実現を目指す「食育」の推進

ライフスタイルの多様化などに伴い，食生活が大きく変化する中で，「食」を大切に作る心や優れた食文化が失われつつあり，栄養バランスの偏りや不規則な食事の増加，肥満や生活習慣病の増加など様々な問題が生じている。

このため，「食」に関する正しい習慣・知識・マナーを養い，生涯にわたって健全な食生活を実現することにより，心身の健康と豊かな人間性を育む「食育」への取り組みを，行政，民間，地域，家庭が連携を図りながら総合的に推進する必要がある。

その他、本市のまちづくりに影響を与える事項など

□ 北関東自動車道の全線開通

本市をはじめ、群馬・栃木・茨城県の主要都市と常陸那珂港を結ぶ北関東自動車道は、数年後に全線開通すると見込まれているが、関越道・東北道及び常磐道との接続により、本市が日本海・太平洋に直結することになる。

このため、今後のまちづくりを検討する上では、北関東自動車道の全線開通が、本市地域の産業・経済等に与える影響を十分考慮する必要がある。

□ 国会等移転の動向

国会等移転については、現在、「国会等移転に関する政党間両院協議会」において議論が進められているが、検討状況によっては、本市のまちづくりに大きな影響を与えるものとなる。

このため、今後のまちづくりを検討する上では、国会等移転に係る国や県の動向を十分に踏まえる必要がある。

(2) 計画の性格づけ

□ 戦略性の高い計画

本市の目指すべき都市像や首都圏における本市の位置付け、また、都市機能の配置や空間的な都市構造のあり方など、まちづくりにおける到達目標を明らかにした上で、環境の変化に柔軟かつ迅速に対応しながら、目標を着実に実現していくためには、重点的・優先的に取り組むべき施策の明確化を図り、行政経営資源を効果的・効率的に投入していく必要がある。

このため、今回の計画は、政策・施策の「選択」と資源の「集中」を基本に、より戦略性が高く、実効性のある計画として策定する。

また、目標の実現に向け、計画を着実に推進していくためには、財源・人事・組織等を包括した、総合的な経営システムの確立による行政経営資源の配分の最適化と計画の適切な進行管理が不可欠となることから、現在、構築を進めている政策評価システムを含めた、行政評価（政策・施策・事務事業）システム全体の運用を念頭に置きながら策定する。

(3) 計画の特色

□ 地域全体で共有できる計画

計画策定過程において、より多くの市民の参画を得ることにより、市民・事業者・行政など本市地域の構成員の総意に基づく、地域全体が共有できる計画を策定する。

□ わかりやすい計画

子どもたちも含め、市民に広く浸透するよう、市民の誰もがわかりやすい計画を策定する。

□ 目標を明確化した計画

目標の達成状況の把握と進行管理を適切に行うことができるよう、政策・施策の目標を明確化し、できる限り指標を設定した計画を策定する。

□ 役割分担を明確化した計画

市民、事業者、行政など本市地域の構成員が、それぞれの特性を生かしながら役割を担い、一体となってまちづくりを進めていくため、それぞれの役割分担を明確にした計画を策定する。

(4) 策定にあたっての配慮事項

□ スピードと成果を重視した計画づくり

本市を取り巻く環境の変化に的確に対応できる「スピード（適時性，即応性）」と市民生活や地域社会の「質的变化」，「成果」を重視した計画づくりを行う。

□ 財政運営の健全性の確保

将来にわたり，自主性・自立性を持ったまちづくりを進めるため，健全な財政運営に十分配慮した計画づくりを行う。

□ 市民参画の促進

子どもから大人まで，幅広い世代の市民参画を得ながら計画づくりを進めるとともに，計画策定の様々な段階，場面における市民参画機会の設定に努める。

□ 全庁的な職員の参加

職員による施策提案などの機会を充実し，計画づくりへの積極的な参加の促進や情報の共有化を図る。

□ 市議会との連携

市民の代表である議会と十分に意見交換を行うなど，連携を密にしながら計画づくりを行う。

5 策定体制

(1) 庁内

□ 策定本部（委員会，企画会議，部会）

根 拠：宇都宮市総合計画策定に関する規程

本部長：助役，副本部長：収入役，総合政策部長

(2) 庁外

□ 審議会

根 拠：宇都宮市附属機関に関する条例，宇都宮市総合計画審議会規則

□ 市民参画機会

- ・ 市民アンケート
- ・ 各種まちづくり団体との意見交換
- ・ まちづくり市民会議の設置
- ・ 小学生・中学生・高校生・大学生の参加
- ・ シンポジウム，地域別対話集会，パブリックコメントなど

6 策定スケジュール

平成17年度

7月～ 策定基礎調査

8月～ 現行計画の実績評価，市民アンケート

9月～ 策定本部の設置・運営

市民会議の設置・運営

平成18年度

審議会諮問・答申

平成19年度

基本構想の市議会議決

総合計画の庁議決定，公表